

災対 第1702号
令和5年8月30日

大阪府指定地方公共機関の長 様

大阪府危機管理室長

緊急通行車両等の確認等事務手続きに係る変更について（周知）

日頃より、本府防災・危機管理行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和5年9月1日からの災害対策基本法施行令及び同法施行規則等の一部改正に伴い、これまでの緊急通行車両等事前届出済証の交付が廃止され、災害等発生前においても緊急通行車両等の標章及び証明書の交付が可能となりました。

今後の緊急通行車両等の確認等事務手続きにつきましては、別紙のとおり取扱うこととなりますので、必要に応じてご対応いただきますようお願い致します。

また、貴殿機関内に周知すべき組織がございましたら周知していただきますよう、併せてお願い致します。

○備考

受付場所：危機管理室又は警察本部交通規制課又は各警察署

有効期限：交付日より5年間

（既に交付済みの事前届出済証については引き続き有効となります）

そ の 他：詳細は下記ホームページをご覧ください。

【<https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/kinkyuu-hyousyou/index.html>】

担 当：大阪府政策企画部危機管理室災害対策課

小林、片岡、松本

連絡先：06-6944-6021（直通） FAX：[06-6944-6654](tel:06-6944-6654)

E-mail：kikikanri-17@gbox.pref.osaka.lg.jp